

## 企画提案公募実施要領

### 1 委託業務の名称

令和6年度プラスチック問題対策普及啓発事業委託業務

### 2 目的

プラスチックごみによる海洋汚染や気候変動への影響が世界的な問題となっており、その対策が求められている。海洋島しょ県である本県においても絶えず漂着するプラスチックごみが生態系や景観などの自然環境へ及ぼす影響は大きく、プラスチック問題の解決を図るためには、ごみ対策に留まらないプラスチック資源の循環的利用の促進や、プラスチック使用削減の推進、代替プラスチック製品の普及促進など、積極的な施策を展開する必要がある。

そのため、令和3年度から2年間、「プラスチック問題に関する万国津梁会議」を開催し、プラスチックとの関わりの深い有識者による議論を重ね、沖縄県のプラスチック問題と課題を整理し、問題解決に向けた方策を「プラスチック問題に関する提言書(以下「提言書」という。)」としてとりまとめた。

本委託業務は、提言書を踏まえ、県民のライフスタイルの変革に向けた具体的な取り組みについて検討するとともに、県民に対し、効果的にプラスチック問題の普及啓発を行うことを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月10日まで

### 4 内容

本業務の内容は、「令和6年度プラスチック問題対策普及啓発事業委託業務仕様書」に基づくものとする。

### 5 予算額

委託費の上限は、11,077,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(うち、仕様書4業務内容(1)及び(2)の業務を合わせた上限額は6,077,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする)

※1 当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり契約金額ではない。

※2 仕様書4業務内容(3)については、沖縄県環境保全基金を活用して実施する。

### 6 応募資格

応募資格のある者は、次に掲げる要件を満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体(JV)とする。

(1) 本業務を円滑に履行することができる執行体制が整備されている者であること。

(2) 沖縄県内に事務所(支店、営業所を含む)を有する法人であること。

- (3) 過去5箇年の間に国又は地方自治体における廃棄物に関する調査または検討業務の経験を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また、同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
- (5) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、企画審査時においてその措置の期間が満了しない者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (9) 国税、県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (10) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (11) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。
- (13) 地方自治法、地方財政法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (14) 本要領や仕様書等に記載された内容を全て承諾する者であること。
- (15) 企画提案に参加する事業者との間に資本の提携がないこと。
- (16) 共同企業体（JV）で応募する場合の要件は以下のとおりとする。
  - ア 共同企業体（JV）を代表する事業者が応募を行うこと。
  - イ 共同企業体（JV）を構成する全ての事業者は、応募資格(4)から(14)の要件を満たす者であること。
  - ウ 共同企業体（JV）を構成する事業者のいずれかが、応募資格(3)の要件を満たす者であること。
  - エ 共同企業体（JV）を代表する事業者は、応募資格(2)の要件を満たす者であること。
  - オ 共同企業体（JV）を代表する事業者は、構成員のうちで最大の出資割合であること。
  - カ 共同企業体（JV）を構成する事業者は、他応募事業者との間に資本の提携がないこと。

## 7 応募方法

### (1) 提出書類

No.	提出物	様式
①	企画提案参加表明書	様式1※
②	企画提案書 <要約版>	様式2
③	企画提案書 <本文>	様式3
③-2	プレゼンテーション用資料	任意様式
④	業務実施工程表	様式4

⑤	業務遂行体制	様式 5
⑥	費用見積書	様式 6 ※
⑦	業務実績一覧表	様式 7
⑧	企業概要	様式 8
⑨	誓約書 ※参加資格要件確認書類（【別添】参照） 1. 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類 2. 労働保険に加入していることが確認できる書類 （加入義務がない場合は除く） 3. 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類 （加入義務がない場合は除く） 4. 社会保険に加入義務がないことについての申出書 （加入義務がない場合）	様式 9          様式 10
⑩	共同企業体（JV）設置要綱（共同企業体のみ）	任意様式 （別添ひな形参照）
⑪	その他添付書類 ・定款又は寄附行為 ・直近 2 事業年度の決算報告書又はこれに類する書類	任意様式
⑫	提案書受理票	様式 11

※には、「単独企業用」と「共同企業用」の様式があります。

注）共同企業体（JV）による応募の場合、⑦、⑧、⑨の書類は、共同企業体の構成員ごとに提出して下さい。

## （2）提出方法、形式

- ア 提出書類は全て A 4 版とし、「任意様式」を除いて縦長横書きとすること。
- イ 上記(1)の②～⑥までの提出書類は、ページ番号を付して両面コピー（色刷り可）とし、20 ページ以内とすること。

※ ③-2: プレゼンテーション用資料は別添で準備すること（上記ページ制限数には含まない）  
プレゼンテーションの時間は 20 分（+質疑応答 15 分）を予定。本資料を用いてプレゼンテーションを実施するため、説明に必要な枚数を準備すること。

- ウ 文字サイズは、11 ポイント以上とすること。
- エ 提出部数は次のとおりとし、左上をホチキスで留めて提出すること。  
提出物①～⑧：各 8 部（正本 1 部及び副本（写し） 7 部）  
※ ③-2 も別添として計 8 部準備すること。  
提出物⑨～⑫：各 1 部
- オ 提出方法 郵送又は持参

## （3）質問事項

本公募内容に関する質問は、以下期限までに限り、E-mail により受け付けます。

※電話での質問には応じられません。

質問票（別添様式 12）を使用し、件名は「【質問（質問者名）】令和 6 年度プラスチック問題対策普及啓発事業委託業務」として下さい。（日本語のみ）。

- ア 質問受付期限 令和 6 年 6 月 1 2 日（水）**16 時**まで

イ 質問回答方法 沖縄県 Web ページ（本委託業務の公募ページ）に随時掲載する。

ウ 送信先 (E-mail) [aa035009@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa035009@pref.okinawa.lg.jp) (FAX) 098-866-2235

(4) 提出期限

令和6年6月26日(水) **16時必着** (郵送含む)

(5) 提出先

沖縄県環境部 環境整備課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁4階)

※1 持参の場合は、土、日、祝日を除く **9時から16時の間**に提出してください。

※2 郵送の場合は、封筒に「プラスチック問題対策普及啓発事業委託業務に係る提出書類在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法(特定記録、簡易書留等)で送付して下さい。

※3 電子メール及びFAXによる提出は受け付けません。

※4 提出後、受理された書類は返却しませんのでご了承下さい。

(6) 不受理及び無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とする。

ア 参加する資格のない者が申請したとき。

イ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

ウ 事実と異なる申請や申請に関する不正行為があったとき。

エ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び申請者に求められる義務を履行しなかったとき。

オ 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とし、それ以外の言語及び通貨を用いる書類。

## 9 審査の手順、審査基準及び委託契約

(1) 審査方法

県が設置する「令和6年度プラスチック問題対策普及啓発事業委託業務に係る委託候補者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)」において、書類及びプレゼンテーションに基づき提案内容や遂行能力等を総合的に評価・採点し、企画提案採択順位を決定します。

審査結果については、応募のあった全ての提案者に対し、文書で通知します。なお、通知の際には、採択条件として提案内容、実施体制、積算等の見直しをお願いする場合があります。

※1 委託先の選定は非公開で実施することとし、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられません。

※2 応募件数が5件を超えた場合は、書類選考による1次審査を実施し、審査を通過した提案者のみがプレゼンテーション審査に参加して頂きます。

※3 提案内容を確認するため事前に沖縄県環境部環境整備課職員が聴き取りを行うことがある。

## (2) 審査基準

審査委員会における審査は、以下の基準をもとに行います。

- ア 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか
- イ 委託業務の遂行に有効かつ具体的で実現可能な提案内容となっているか
- ウ 実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有している
- エ 委託業務の遂行に資する実績等を有しているか
- オ 合理的なスケジュールが提案されており、予算の範囲内で適切に経費が見積もられているか

## (3) 委託契約の締結

### ア 契約の締結

審査委員会における第1位入選者と業務内容及び額を協議した上で、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。ただし、採択条件として提案書における実施計画、実施体制、積算書等の見直しを求めることがある。

沖縄県と第1位入選者との間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議を行い契約するものとする。提出のあったいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募することがある。

### イ 契約金額

受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定する。

### ウ 契約保証金

契約締結時に、沖縄県財務規則第101条第1項により契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要がある。ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## (4) スケジュール (予定)

6月 6日 (木)	公募開始
6月12日 (水) 16時	質問締切
6月26日 (水) 16時	公募締切 (書類等提出期限)
7月 1日 (月)	企画審査 (審査委員会)
7月上旬 (予定)	契約・委託業務開始

## 10 対象経費

### (1) 経費の区分

経費項目	内 容
1 直接人件費	本業務に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
2 直接経費	
(1) 旅費	本業務従事者に対する業務実施に必要な交通費、宿泊費、日当等
(2) 委員会費	検討委員会の運営に要した委員謝金、委員旅費、会議室借上費等の経費
(3) 印刷製本費	本業務で使用する報告書等の印刷製本に関する経費
(4) その他特別費	(1)～(3)の各経費の他、本業務の実施にあたり特に直接必要と認められる経費
3 一般管理費	本業務実施に必要な経費の中で、証憑書類による確認が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時に一定割合で認める経費。 「Ⅰ 直接人件費」＋「Ⅱ 直接経費」の合計額の10%以内とする。
4 再委託費	受託者が直接実施できない内容の再委託に係る経費
5 消費税及び地方消費税	上記1～4の項目は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を計上すること。

### (2) 経費の内容

応募時には、実施期間中における所要見込額を積算していただくが、実際に支出できる経費の額は、採択後、審査結果等に基づき協議の上決定する。

### (3) その他

ア 経費算定の対象は、原則として委託期間中に業務を行うにあたって発生し、かつ、支払われる経費とし、委託期間外に発生又は支払われる経費は認めない。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものは経費精算対象とする。

イ 委託業務の実施期間の終了日までに実績報告書を県に提出し、委託金額の確定後に精算払いとなる。

## 11 留意事項

- (1) 提出書類等の作成・提出及び選定委員会への出席等応募のための要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 企画提案書作成のため沖縄県から提供された全ての資料等は、他に使用してはならない。
- (3) 秘密の保持について、提出書類は本業務の受託者選定のためのみに用いることとし、厳重に管理する。取得した情報については、提案内容の審査のために利用することとし、上記

の目的以外で利用することはない。

(4) 業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。また、事業について疑義が生じた場合、又は定め  
ない事項については、県と受託者が協議の上、定めるものとする。

(5) 受託機関は、本業務の管理、成果物の取扱い等、本業務の全てに責任をもつこととする。

(6) 受託機関は、本業務全体の経費について、合理的な処理及び適切な管理を行うものとする。

本業務の経費は国の予算から支出されていることから、会計検査の対象となり、会計実地  
検査が行われる場合がある。

(7) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、本業務の実施に関し、経費の虚偽申  
告及び過大請求等による不正受給、改ざん及び盗用といった不正行為等が発見された場合、  
県は委託先に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、委託先名及び不正  
内容の公表、刑事告訴等の措置をとることがある。

(8) 事業終了後、追跡調査や事後評価に御協力いただく場合がある。